

# 河川区域内における無人航空機 (ドローン、ラジコン機等)の飛行について

横浜市の管理する河川等（私有地等を除く）においては、ドローン、ラジコン機等の無人航空機は、航空法における必要な許可又は承認を得た上で、航空法及び『無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン』の注意事項を守って飛行させてください。

- 1 飛行に際しては航空法その他の法令を遵守し、許可等を得ている場合は許可書等を携行してください（河川管理者が確認させていただく場合があります）。
- 2 河川管理者から指示や注意があった場合には、それに従ってください。
- 3 他の利用者や近隣住民の安全や騒音被害に配慮しトラブルのないよう心がけてください。苦情が寄せられることもありますので、ご協力願います。
- 4 私有地や他の団体等が管理するエリアでの飛行については、土地所有者や該当エリアの管理者にお問い合わせください。
- 5 飛行させる場合は事前に各区の土木事務所に使用届の提出（任意）をお願いします。
- 6 参考

■無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール、航空法の飛行許可・承認について  
[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html) (国交省 HP)

■無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドラインについて  
<https://www.mlit.go.jp/common/001303818.pdf> (国交省 HP)

横浜市下水道河川局河川部河川管理課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 TEL：045-671-2855